

【1994年2月17日】老人保健制度の改正案について（付添看護・介護の解消、入院時の食事に係る給付の見直し、拠出金による老人保健施設整備等の実施、高齢者関係審議会等の統合その他所要の改正を行う）（諮問書、要綱）

老人保健審議会

平成6年2月17日

老人保健審議会

会長 宮崎 勇 殿

厚生大臣 大内 啓伍

諮問書

老人保健法（昭和57年法律第80号）第55条第2項の規定に基づき、平成6年度における同条第1項第1号イの政令で定める率を1.5とすることについて、貴会の意見を求めます。

老人保健制度の改正案要綱

第1 改正の趣旨

今後の高齢化の一層の進展、特に後期高齢者の増加等を展望しつつ、利用者本位・在宅ケア重視を基本に、保健、福祉の均衡のとれた高齢者施策の総合的推進を図るため、付添看護・介護の解消、入院時の食事に係る給付の見直し、拠出金による老人保健施設整備等の実施、高齢者関係審議会等の統合その他所要の改正を行うものであること。

第2 改正の内容

1. 医療の給付の見直しに関する事項

- (1) 保険医療機関における看護・介護サービスを充実し、保険外負担の中核をなす付添看護・介護を解消するため、看護・介護に係る給付は、市町村長が直接行うものとする旧来の規定を改め、保険医療機関から受ける医療の給付として法文上明確に位置付けること。
- (2) 在宅医療の推進を図るため、家庭における療養上の管理及び看護を医療の給付として法文上明確に位置付けること。

(3) 入院時の食事サービス等の質の向上及び入院と在宅との負担の公平を図るため、入院時の食事に係る給付の方式を改め、新たに入院時食事療養費の支給制度を設けること。

(4) 患者移送の実態等に鑑み、移送に係る給付は、医療の給付として市町村長が行うという旧来の規定を改め、移送費という現金給付に改めること。

2. 付添看護・介護に係る医療費に関する事項

付添看護・介護を、平成7年度末を以て解消するため、現行の付添看護・介護に係る医療費は、平成7年度末までの間(計画的に移行していることなど、厚生大臣の定める要件に該当するものとして都道府県知事の承認を得た医療機関における付添看護・介護については、平成8年度以後厚生大臣の定める日までの間)に限り、支給できるものとする。

3. 入院時食事療養費に関する事項

(1) 老人医療受給対象者が入院時に受けた食事の提供について、市町村長は、当該老人医療受給対象者に対し入院時食事療養費を支給すること。

(2) 入院時食事療養費の額は、入院時の食事に要する平均的な費用を勘案して、厚生大臣が定める基準により第定した額から平均的な家計における食費を勘案して厚生大臣が告示で定める額(標準負担額)を控除した額とすること。

(3) 所得の状況その他の事情を勘案して省令で定める低所得者の標準負担額については、厚生大臣が別に告示で定める額とすること。

(4) 厚生大臣は、平均的な家計における食費の状況が著しく変動したときには標準負担額を速やかに改定するものとする。

(注) 標準負担額については、平成6年度には以下のとおりとする。

・一般(総務庁の家計調査における1人当たりの平均の食費の支出を勘案)800円/日

・市町村民税非課税の者等660円/日

・市町村民税非課税世帯等に属する老齢福祉年金受給権者300円/日

この額を定めあるいは改定するときには、政令で定める審議会(老人保健福祉審議会(仮称))に諮問すること。

(5) 市町村長は、入院時食事療養費として支給すべき額の限度において、老人医療受給対象者に代わり、保険医療機関等に対しその費用を支払うことができるものとする。

保険医療機関等は、老人医療受給対象者から支払を受けた場合には、領収証を交付しなければならないこと。

(6) 保険医療機関等は、厚生大臣が告示で定めるところにより、入院時の食事の提供を行うものとする。

(7) 厚生大臣は、(2)の基準及び(6)の告示を定めようとするときは、あらかじめ中央社会保険医療協議会の意見を聴かなければならないこと。

4. 拠出金による事業の実施に関する事項

(1) 医療保険の保険者からの拠出金を財源として社会保険診療報酬支払基金（以下「基金」という。）が政令で定める事業を行うこととすること。

(注) 政令で定める事業は、医療法人、社会福祉法人、医療保険の保険者等が行う次に掲げる事業に対する補助とする。

- ・老人保健施設の整備
- ・老人訪問看護ステーションの整備
- ・在宅療養を支援する手業

(2)(1)の事業に要する費用については、保険者からの事業費拠出金をもってこれに充てるものとする。

(3) 各保険者の事業費拠出金の額は、当該年度の当該保険者の概算医療費拠出金に政令で定める率を乗じて得た額とすること。

(4) 厚生大臣は、(1)の政令で定める事業及び(3)の政令で定める率を定める際には、あらかじめ、政令で定める審議会（老人保健福祉審議会）の意見を聴かなければならないこと。

(5) 基金の行う事業については、平成11年度末までの間において、事業の実施状況等を勘案し、必要に応じ、事業の在り方について検討を加えるものとする。

5. 老人保健施設の開設者等のサービス提供の責務に関する事項

(1) 老人保健施設の開設者は、その提供するサービスの質の評価を行う等により常にサービスを受ける者の立場に立って、これを提供するように努めなければならないこととすること。

(2) 指定老人訪問看護事業者は、その提供する指定老人訪問看護の質の評価を行う等により常にサービスを受ける者の立場に立って、これを提供するように努めなければならないこととすること。

6. 老人保健福祉審議会の創設に関する事項

(1) 高齢者の保健福祉サービスの在り方を総合的に審議するため、老人保健審議会、中央社会福祉審議会老人福祉専門分科会及び公衆衛生審議会老人保健部会を統合し、新たに老人保健福祉審議会を創設すること。

(2) 厚生大臣は、この法律の規定による一部負担金及び拠出金並びに老人保健施設に関する事項その他の老人保健に関する重要事項（中央社会保険医療協議会の所掌に属する事項を除く。）については、あらかじめ、政令で定める審議会（老人保健福祉審議会）

に諮問するものとする。

7. その他の事項

- (1) 老人福祉施設入所者特例措置の適用を受ける国民健康保険の被保険者に対する老人医療については、当該老人福祉施設への入所の措置を採った市町村の長が行うこととする。
- (2) 市町村長は、老人医療に係る第三者行為求償事務を国民健康保険団体連合会に委託できるものとする。
- (3) その他、所要の改正を行うこと。

第3 施行期日

- (1) 第2の5の老人保健施設の開設者等のサービス提供の責務に関する事項及び第2の7の(2)の第三者行為求償委託事務に関する規定については、公布の日から施行すること。
- (2) 第2の6の老人保健福祉審議会の創設に関する事項については、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。
- (3) 第2の7の(1)の老人福祉施設入所者特例措置に関する事項については、平成7年4月1日から施行すること。
- (4) 上記以外については、平成6年10月1日から施行すること。